

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】

2

北九州市公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和7年7月29日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目786番1、786番5から786番13まで、787番4、787番8、793番1から793番9まで及び5062番のうち	大分県中津市中殿町三丁目26番地の3 株式会社栄都 代表取締役 仲本準司